

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称)西目風力発電事業更新計画環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和元年7月1日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)西目風力発電事業更新計画環境影響評価方法書について、株式会社ユーラスエナジーホールディングスに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、秋田県知事からの意見を勧告するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

場 所:秋田県由利本荘市及びにかほ市

原動力の種類:風力(陸上)

出 力:30,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成30年	4月26日
環境大臣意見受理	平成30年	7月13日
経済産業大臣意見発出	平成30年	7月23日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成31年	1月8日
住民意見の概要等受理	平成31年	3月20日
秋田県知事意見受理	令和元年	6月17日
経済産業大臣勧告発出	令和元年	7月1日

問合せ先:電力安全課 沼田、須之内、常泉

電話03-3501-1742(直通)

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称)西目風力発電事業更新計画環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 設置する風力発電機の規模や配置等が確定していないことから、これらを可能な限り明確にした上で、それを踏まえた調査、予測及び評価を実施すること。
2. 既設風力発電機の撤去工事を風力発電機の新設工事と並行して実施する可能性があることから撤去に係る工事計画を可能な限り明確にした上で、撤去工事の実施に伴う環境影響についても、適切に調査、予測及び評価を実施すること。
3. 事業実施区域及びその周辺にはヨシクラス等の植生自然度の高い植生や、水源かん養保安林等の保安林が存在することから、土地の改変によるこれらの植物への影響について適切に調査、予測及び評価を実施するとともに、本事業の実施に伴うこれら森林の伐採を極力回避するよう、風力発電機の規模や配置等を検討すること。

(秋田県知事からの意見書の写しを添付)